

① 公益法人が公益信託に関わる場合の考え方

- 公益法人が公益信託の受託者、信託管理人となる場合の事業の位置付け、必要な手続
 - その位置づけや公益法人としての業務内容等に応じて、公益目的事業又は収益事業等として実施
 - 通常の変更認定事項及び変更届出事項の考え方によって必要な手続きを判断
- 財務規律の適用について
 - 信託財産の独立性は法律上確保されていることを踏まえ、信託財産に係る会計は固有財産に係る会計から分離し、法人の財務諸表等(貸借対照表、損益計算書等)には計上しない
- 情報開示について
 - 公益法人としての事業計画書及び事業報告書において、公益信託の名称、認可行政庁、受託者又は信託管理人として処理する業務の概要を記載
- 行政庁間の連携(公益法人の行政庁と公益信託の行政庁の連携)
 - 両制度の行政庁間で、定期提出書類の確認状況や監督状況等について、適切に情報共有を行い、相互に連携
- その他
 - 公益信託法施行に伴い、公益信託への残余財産の贈与等が可能となったことを明確化
 - 移行法人の公益目的財産の支出方法として、公益信託への寄附(特定寄附)を追加

② 公益法人の資産の活用

- 公益法人の資産運用における留意点
 - 資産運用に当たっては、「アセットオーナー・プリンシプル」(アセットオーナーが資産を運用する責任を果たしていく上で有用と考えられる運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則をとりまとめたもの)を参考にすることが有用

② 公益法人の資産の活用(続き)

○ 寄附者の「助言」を勧案して助成等を行う場合(いわゆるDAFなどの取組)の留意点

- 寄附の後に、申請書に記載された公益目的事業の範囲で、寄附者の助言等を勧案して助成先等を選定することも可能であるが、その際には、公益法人が、主体的に、公益目的事業の目的に即した専門性・公正性を確保して選定することが担保される必要

○ 運用しつつ取り崩しを行う金融資産の取扱いの明確化(公益目的保有財産(控除対象財産)として位置付け)

- 寄附者による使途の指定として、継続的に運用益を公益目的事業に使用するとともに必要に応じ公益目的事業に充てるために取り崩すことができる旨を定められ、当該使途の指定及び毎年度の財産の状況(増減及び使用内容)についてホームページ等において公表されている場合は、指定純資産として受け入れた財産について公益目的保有財産(控除対象財産)として取り扱う

③ 出資

○ 「出資」のチェックポイントの追記

- (i) 当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか
- (ii) 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか
- (iii) 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出資する意義が継続される仕組みとしているか
- (iv) 出資を受ける機会の公正性が確保されているか
- (v) 出資先の選考が公正に行われることになっているか
- (vi) 当該出資の透明性が確保されているか
- (vii) 選考に当たって専門家が適切に関与しているか

④ 事業計画書及び収支予算書に関する説明の拡充

○ 事業計画書に関する記載

- 事業計画書においては、当該事業年度における事業の計画に留まらず、中長期的な事業の方針や、公益目的事業の質の向上を図るための取組(ガバナンスの充実や透明性の向上の取組を含む。)についても記載することが望ましい。例えば、公益目的事業のインパクト測定・マネジメントを実現することとし、計画時点から事業を取り巻く環境を踏まえた戦略を策定し、KPIを設定することが考えられる

○ 収支予算書に関する記載

- 収支予算書は、理事会が予算(見積もり・目標)と実績との乖離等を法人の管理・経営に活用することを想定した書類であり、事業ごとの区別のみならず予実管理等に必要な十分な区分を行うことが適当。具体的には活動計算書において注記による開示事項となっている、会計区分別及び事業区分別の情報、費用の形態別区分の情報についても収支予算書では明らかにすることが望ましい

⑤ 申請書記載事項の変更、簡素化

○ 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類(別紙2)に関する記載

- 行政庁に提出した最新の変更認定又は変更届出の申請書記載事項を踏まえて記載。なお、制度改正以前に公益認定を受けている法人が申請書に事業の実績等を記載している場合には、該当する記載について削除するほか、最新の事業の実績等を反映させることが可能

○ 申請書記載事項の簡素化に関する記載

- 複数の公益目的事業を実施している公益法人が公益目的事業について変更申請を行う場合には、変更認定の直接の対象ではない事業も含めた当該法人の公益目的事業全体について、必要な事項を端的かつ簡潔に記載する形に申請書記載事項を改めることが可能

⑥ その他

○ 同性パートナーに関する記載

- 公益認定法令における「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の規定において、「同性パートナー」も含まれることに留意が必要

○ 会計関係(区分経理に関する記載の趣旨の明確化)

○ 監督関係

- 運営における透明性の向上を図るように努めるという公益法人の責務を果たす観点から、監督処分等を受けた公益法人においても、当該法人がとった措置を一定期間公表することが望ましい
- 各法人の状況や検査の目的等に応じた的確に立入検査を実施するため、現在の第4節第2(重点検査)及び第3(点検調査)の手続に関する記述を一部削除し、第4として「立入検査の手続きについて」を追加

○ 合併に関する記載

- 内閣府では、法人及び行政の関係者が合併に係る手続を容易に理解できるよう、「公益法人合併ガイド」(令和7年6月)の内容を参照資料として紹介

○ 寄附された財産の使途の指定方法の明確化

- 寄附等を受け入れる段階でその使途の定めに具体性を求めるのは、法人の恣意的な判断により寄附等が使用されることを防ぐためのものであり、その具体性については、「〇割以下を法人の運営に充てる」といった、一定の幅のある定めも可能

※ その他、注釈等で直近の取組を明示する修正、趣旨をわかりやすくするための修正、形式修正などの修正あり